

農 政 を め ぐ る 情 勢

目 次

I	農業改革・農協改革をめぐる情勢・・・・・・・・・・	1
II	通商交渉をめぐる情勢・・・・・・・・・・	21

今月号のあらまし

I 農業改革・農協改革をめぐる情勢

農業改革関連法案8本のうち、「JAS法改正法案」「農業災害補償法改正法案」の2法案を除く、6本の法案が成立しており（6月9日現在）、6月18日までの今国会会期内に8法案が全て成立することも現実味をおびてきたと報道されている。

また、政府は、与党内の手続きを終えた後、6月13日にも「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太方針）」のほか、「未来投資戦略2017（成長戦略）」、「規制改革実施計画」等を閣議決定する見通しである。

II 通商交渉をめぐる情勢

5月31日、「7月上旬に日EU・EPAを大枠合意する方向で両政府が調整している」ことを複数の政府関係者が明らかにした。7月7、8日にドイツで開かれるG20に合わせて日欧の首脳が会談し、大枠合意に向けた道筋を描くとされている。

6月6日、自民党は総務会で、「日EU等経済協定対策本部」の設置を決めた。本部長は西川公也農林・食料戦略調査会長が就任し、政府が描く合意日程を視野に党として対応方針をとりまとめる。

I 農業改革・農協改革をめぐる情勢

— 農業改革関連 8 法案今国会会期内に成立の可能性 —

1. 国会の動向

- 昨年 11 月 29 日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に盛り込まれた「農業競争力強化プログラム」を踏まえ、農水省は、平成 29 年 2 月から 3 月にかけて、生産資材価格の引き下げや流通・加工の業界構造改革等を目的とする「農業競争力強化支援法案」など、計 8 件の法案を国会に提出した。

(要旨・経緯等は「農政をめぐる情勢」2月号から5月号を参照)

- 5 月 25 日、「畜産経営安定法改正法案」が衆議院農林水産委員会で可決され、「規制改革推進会議等の意見については、参考とするにとどめ、現場実態を踏まえ、酪農生産基盤の強化に資するものとなることを第一義とし、制度の運用を行うこと」などとする附帯決議が全会一致で採択された。

- 31 日、「農業災害補償法改正法案」が衆議院農林水産委員会で審議入りした。同法は農業経営の新たな安全網となる収入保険制度の創設を盛り込んでいる。加入には青色申告の実施が要件となるが、現状、実施者数は販売農家数の 4 割未満にとどまり、制度安定に十分な加入者の確保が懸念されている。青色申告実施上の留意点は以下の通り。

【収入保険制度加入に係る青色申告実施上の留意点】

平成 31 年の制度開始に向け、平成 30 年秋に加入申請を受け付ける。制度加入には、その時点で 1 年分の申告実績が必要になる。平成 30 年分は申告時期が平成 31 年 2～3 月なので間に合わず、あらかじめ平成 29 年分の申告実績を用意しておく必要がある。平成 29 年の申告実績を手に入れるには平成 29 年 3 月 15 日までに「青色申告承認申請書」を税務署に出されている必要がある。

- 6 月 6 日、衆議院農林水産委員会は同法に関して参考人質疑を行った。参考人からは平成 30 年産からの米の生産調整見直しで米の価格下落の懸念が高まる一方、収入保険の補てん水準は米価とともに下落し、経営の下支え策としては不十分だとの意見が示された。主な参考人の意見要旨は以下の通り。

【主な参考人の意見要旨】

- ・ 基準収入のあり方について、収入保険では過去5年の平均額（5中5）を基準収入とし、当年の収入がその9割を下回った場合、下回った額の最大9割を補てんするが、ナラシ対策では過去5年間の収入のうち最高と最低を除いた平均額（5中3）を基準としている点に比べ、5中5では米価下落の影響が直撃する。農家が一定額以上の収入を確保できる「岩盤対策」が必要。（東京大学大学院農学生命科学研究科教授 安藤光義氏・鈴木宣弘氏）
- ・ 農家所得に占める農業収入の割合は小さいため、農業収入を保険でいくら安定させても農家所得は安定しない。制度の必要性を感じない。
（キャノングローバル戦略研究所研究主幹 山下一仁氏）

- 農業改革関連法案8本のうち、「JAS法改正法案」「農業災害補償法改正法案」の2法案を除く、6本の法案が成立しており（6月9日現在）、6月18日までの今国会会期内に8法案が全て成立することも現実味をおびてきたと報道されている。（今国会提出法案の審議状況は別紙1の通り）

2. 政府諸会議体・与党の動向

- （1）農林水産業・地域の活力創造本部
- 5月23日、農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：安倍総理）が開催され、昨年11月29日に改訂・決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」「農業競争力強化プログラム」の進捗状況等について議論がされた。
- 同日の会議において、農水省は「全農の自己改革のフォローアップのポイント」として、以下の3点を掲げ、農業者のための全農改革が着実に進むよう適切にフォローアップする旨を説明した。

【農水省が「農林水産業・地域の活力創造本部（5月23日）」で示した“全農の自己改革のフォローアップのポイント”】

- ① 生産資材の購入
 - ❶ 競争入札などにより、農業者にとって有利な生産資材メーカーから購入するスキームを明確化。
- ② 農産物の販売
 - ❶ 中間流通を通すのではなく、消費者・実需者への農産物の直接販売を拡大していくスキームを明確化。
- ③ 上記を実現するための取組み
 - ❶ 農業者の立場に立つという役職員の意識改革
 - ❶ 新たな事業スキームを実行し得る外部からの人材の登用

○ 安倍首相は、同日の会議の閉会にあたり、以下の旨の発言をした。

- ・ 安倍内閣は、農政改革を加速させる。先般成立した農業競争力強化支援法に基づく業界再編や新規参入の促進、卸売市場の改革など、生産資材や流通分野の改革の具体化を急ぐ。
- ・ 特に全農を含む農協改革については、平成31年6月までの改革集中推進期間の間に成果が上がるよう、しっかりフォローアップを行い、引き続き、農家のための改革を強力に進める。

(2) 規制改革推進会議

○ 5月23日、規制改革推進会議（議長：大田弘子政策研究大学院大学教授）は答申（規制改革推進に関する第1次答申）をとりまとめ、農業分野における具体的な規制改革項目として以下の項目を掲げている。

【「規制改革推進に関する第1次答申」に記載された農業分野の内容（抜粋）】

＜具体的な規制改革項目＞

① 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立

ア 良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化に向けた取組の法制化

❶ 農業競争力強化支援法施行後の運用に当たっては、以下の諸点に留意する。《29年度措置》

- ・ 農業資材事業及び農産物流通等事業に係る事業環境の整備が着実に進むこと。
- ・ 農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編又は事業参入の促進が適切に図られること。
- ・ 農業資材の調達及び農産物の出荷等に関し、価格等必要な情報の入手の円滑化のための具体的措置が講じられること。
- ・ 農産物の直接販売の促進、品質等についての適切な評価のための具体的施策が講じられること。

イ 農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検

❶ 農業競争力強化支援法に基づき、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行った上で、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について検討する。《30年度上期までに調査を実施、これを踏まえた施策について31年度上期までに検討、結論を得次第速やかに措置》

❶ 農薬取締法等各種法制度や法律に拠らない業界団体による自主的な規制を含めたあらゆる規制・制度に関する総点検を速やかに行い、必要な措

置を講ずる。《 31 年度上期措置》

- ❶ 特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、29 年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める。《 29 年度検討・結論》

② 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

ア 加工原料乳生産者補給金制度の改革

- ❶ 制度見直しの趣旨を踏まえて、新制度に関する法令、通達等の運用ルールを新たに整備する。その際、年間販売計画が飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする事、部分委託の場合あたりの利用を認めないルールとすること等に留意する。《 29 年度措置》

イ 条件不利地域への対応

- ❶ 条件不利地域の生産者の集送乳円滑化の観点から、受託販売や買取販売を行う事業者の集送乳経費を助成する仕組みの運用の検討に当たっては、新たな事業者の参画を可能としつつ、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳される仕組みを構築すべきである。《 29 年度措置》

③ 農協改革の着実な推進《いずれも、29 年度以降、継続的に措置》

- ❶ 全農が生産資材の購買事業の見直し・農産物の販売体制強化等を盛り込んで策定した新たな年次計画の実施状況を含め、「農協改革集中推進期間」にある J A グループの自己改革の進捗状況をフォローアップし、真に農業者のための改革が実現するよう促す。特に、「農業競争力強化プログラム」において「全農の生産資材の買い方」及び「全農の農産物の売り方」として記載された諸点について、確実にかつ計画的に履行されるよう促す。
- ❶ 地域農協組織においても、農産物の有利販売やこれと結びついた営農指導と、生産資材の有利調達とに重点を置いた事業運営へと転換するとともに、事業利用の強制をしないなど、27 年改正農協法の趣旨に即した事業運営を徹底するなど、自己改革を促す。
- ❶ 上記のほか、26 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び 27 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の着実な実施」を踏まえ、中央会制度から新たな制度への移行、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始め、農協改革集中推進期間中の着実な自己改革を促し、進捗状況をフォローアップする。

④ 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革《いずれも、29年検討開始、結論を得次第速やかに措置》

- ア 農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進
- イ 農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制
- ウ 農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進

- 同会議後に記者会見を行った金丸恭文議長代理（農業WG座長・フューチャー代表取締役会長）は、JAの信用事業について以下の旨の発言をした。

・現在の法律にのっとった上で、地域農協が自主的な判断がされていくのだろうと思っている。農協の健全経営という観点からは、引き続き検討することにはなるのではないか。ただ、地域農協の方が自主的な判断ができるような材料を農林中金等がどれぐらい質の高いファクトに基づいたデータを提供しているかには関心を持っている。

- 6月5日、参議院決算委員会は政府の規制改革推進会議の運営に懸念を示し、①規制改革推進会議は各府省の審議会の議論を尊重する、②各府省は審議会で活発に議論する、といった趣旨の「措置要求決議」を全会一致で採択した。これに対し、山本農水大臣は「誠心誠意対応していきたい」と述べた。

(3) 未来投資会議

- 5月30日、未来投資会議（議長：安倍総理）は、新たな成長戦略として「未来投資戦略2017（素案）」の議論を行った。同素案では以下の記述のほか、昨年の成長戦略（日本再興戦略2016）には記載のなかった「農協・農業委員会等改革について適切にフォローアップを行う」との文言が加えられた。
- （「未来投資戦略2017」（素案）本文(第2「具体的施策」)（農業関係抜粋）は別紙2の通り）

【「未来投資戦略2017（素案）」に記載された農業分野の内容（抜粋）】

- ❶ 米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分は、平成30年産から廃止する。
- ❷ 日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、中山間地域において、その特色をいかした所得向上の自発的な取組を促進する。
- ❸ 所有者不明の優良農地の利活用の促進策を検討する。
- ❹ 都市農業振興のため都市農地の貸借の促進に係る制度を創設する。
- ❺ 農業ビジネスについて、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。
- ❻ 流通・加工の構造改革を進めるため、中間流通の抜本的な合理化を含め

た事業・業界の再編や、農産物の規格の見直し、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革等を推進する。

- 卸売市場法について、経済社会情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、合理的理由のなくなっている規制を廃止する。

（４）経済財政諮問会議

- ６月２日、経済財政諮問会議（議長：安倍総理）は、「骨太方針２０１７」の素案について議論を行った。農業分野は「攻めの農林水産業の展開」として言及がされ、主に昨年１１月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく記述がされた。
- （「経済財政運営と改革の基本方針２０１７（仮称）」素案（農業関係抜粋）は別紙３の通り）

（５）財務省の動き

- ５月２５日、財務省の財政制度等審議会（会長：榊原定征経団連会長（経済財政諮問会議・未来投資会議民間議員兼務））は「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」をとりまとめ、農業分野への直接の言及はないものの、全般として「ここへ来て、財政規律が緩んでいるのではないかと指摘されるような状況が生じているのは看過できない」と指摘している。

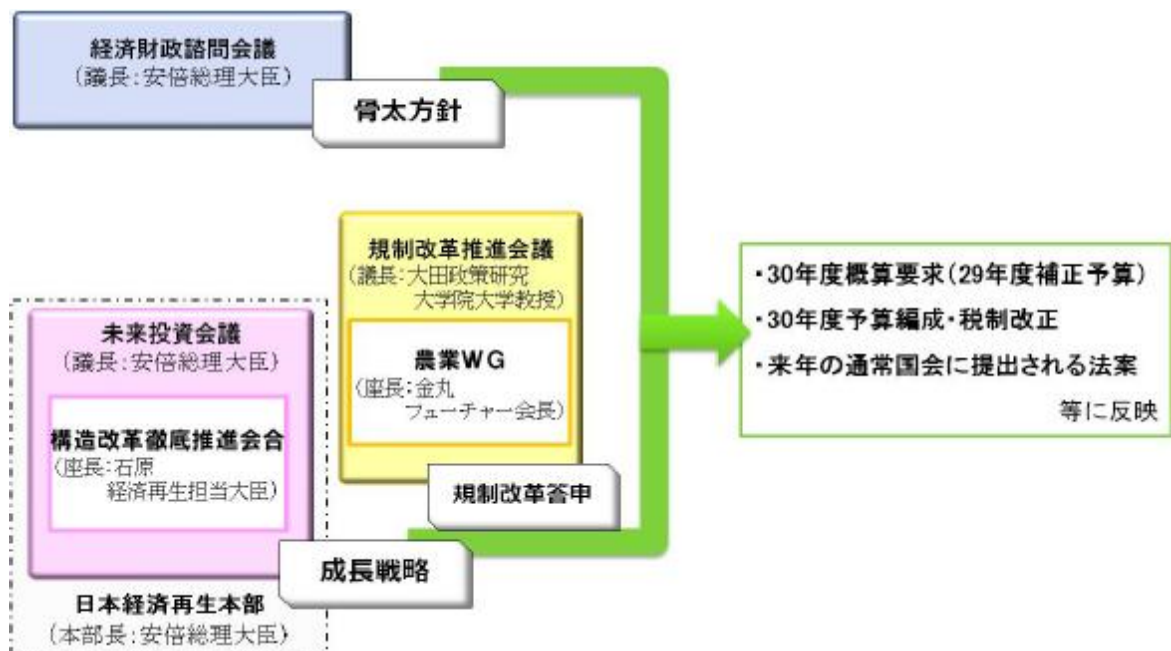
（６）与党の動き

- ６月５日の週にも、政府諸会議体が作成した骨太方針や成長戦略等について、政調全体会議等の自民党内手続きを終える見込みとされている。

（７）今後の動き

- 政府は、与党内の手続きを終えた後、６月１３日にも「経済財政運営と改革の基本方針２０１７（骨太方針）」のほか、「未来投資戦略２０１７（成長戦略）」、「規制改革実施計画」等を閣議決定する見通しである。

【政府諸会議体の検討イメージ】



3. 農水省説明会

- 6月5日、農水省は農業競争力強化支援法の説明会を開催し、法律の施行日を8月1日とする方針を示した。施行から1年以内に生産資材や農産物流通に関する実態調査を行い、2年以内に必要な規制や支援策を検討すると説明した。
(施行に向けたスケジュール（農水省提示資料抜粋）は別紙4の通り)
- 同省の山口総括審議官は「事業者が自主的な判断で体質強化を図り、農業者とともに持続的に発展できる体制を整えていくことが狙い。事業者に義務を課したり、強制的に業界再編を押し付けたりするものではない」と述べた。
- 参加した事業者から、卸売市場法の見直しについて、検討状況が問われ、同省は「すべての規制を検討の射程に（改正）案を作っていく」とし、市場流通の根幹で、産地からの出荷物は必ず引き受ける「受託拒否の禁止」の規定も含めて、規制の在り方について検討する考えを示した。
(卸売市場法の見直しに係る資料（農水省提示資料抜粋）は別紙5の通り)
- なお、農業競争力強化支援法第10条に基づき、農水省は農業資材価格比較のためのウェブサイトを構築することとしている。同説明会で、ソフトバンク・テクノロジー(株)が開発したウェブサイト「アグミル」を紹介した。
「アグミル」は本年6月末から本格稼働される予定である。
(アグミルに関する資料（農水省提示資料抜粋）は別紙6の通り)

4. 予算・税制改正をめぐる情勢

- 政府の骨太方針や成長戦略の閣議決定を受け、8月末までに各省庁が財政当局に提出する平成30年度当初予算概算要求や平成30年度税制改正要望の議論が国会閉会後に加速化するものと見られる。
- 「総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月）」に基づいた農林水産業の体質強化対策として、平成27、28年度の補正予算においては、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業等が措置されたところであるが、29年度も補正予算が組まれ同様の措置がなされるかは不透明となっている。
- しかし、平成29年1月23日の衆議院本会議で安倍首相が、同大綱に基づく農林水産業の体質強化対策の位置付けについて、以下の旨を発言していることも踏まえ、JA全中では、適切なタイミングで補正予算の措置について働きかけ等を実施するとしている。

・これまで予算措置したもの及び平成29年度における政策大綱を実現するための予算案については、…（中略）…TPPにかかわらず、我が国の経済再生、地方創生のため、実施していく必要がある
- また、平成30年度税制改正要望では、農業経営の安定化や生産基盤の維持・強化の観点から、平成29年度末に適用期限の切れる「農業経営基盤強化準備金の特例」や「軽油引取税の課税免除の特例」の延長等がポイントとなる。

【農水省関係の今国会提出法案の審議状況（6月9日現在）】

法案	衆議院での 審議状況	参議院での 審議状況	農水委員会における附帯決議の概要
農業機械化促進法廃止法案 法を廃止するとともに、農器具に関する試験研究の業務については農業・食品産業記述総合研究機構が引き継ぐ	一括審議 3月28日可決	4月14日可決・ 成立	附帯決議なし
主要農作物種子法廃止法案	3月28日可決 (一部修正)	4月14日可決・ 成立	【参】都道府県が主要農産物の種子生産や普及に取り組む場合に、引き続き地方交付税措置を確保すること 等
農業競争力強化支援法案 良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物流通の合理化に 関して国の責務や施策を定め、必要な措置を講ずる	4月11日可決	5月12日可決・ 成立	【参】農業者や農協への法5条*の適用について、農業者や農協による自主的な取り組みを基本とすること 等
土地改良法改正法案 農地中間管理機構が借り入れた農地について、県営事業として、農業者の費用負担なしに基盤強化事業を実施できる 制度を創設	4月21日可決	5月19日可決・ 成立	【衆・参】人・農地プランとの調和に配慮すること／従前からの土地改良事業について農家負担の軽減が図られるよう配慮すること 等
農村地域工業等導入促進法改正法案 法の対象業種を工業等5業種に限定せず、サービス業等にも拡大	5月16日可決	5月26日可決・ 成立	【参】国の基本指針に農用地区域外での開発を優先させること等を明記すること 等
JAS法改正法案 《参院先議》 JAS規格の対象を産品の生産方法等にも拡大するとともに、規格を事業者や産地が提案しやすい手続を整備	農水委員会への 付託待ち	4月5日可決 (一部修正)	参議院では附帯決議なし
畜産経営安定法改正法案 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法を廃止し、新たな加工原料乳生産者補給金制度を畜産経営安定法内に位置付ける	5月26日可決 (附帯決議)	6月9日可決 (付帯決議)	【衆】部分委託については場当たり的な利用を確実に排除し、生産者間の不公平が生じないよう厳格な基準を設定し適切な運用を図ること／規制改革推進会議等の意見については参考とするとともに、酪農生産基盤の強化に資するものとなることを第一義とし制度の運用を行うこと 等 【参】条件不利地を含む広域的な地域から、あまねく集乳し、かつ、正当な理由なく集乳を拒まない事業者のみに交付すること／生乳の輸送体制を十分に有しているかなど、事業者の能力を確認すること 等
農業災害補償法改正法案 農業収入の減少に備える制度として、青色申告をする農業者を対象に収入保険制度を導入	6月8日可決 (一部修正・附帯決議)		【衆】制度の効率的で円滑な実施と農業者への加入促進／(実施主体の)全国連合会への情報提供と適時適切な指導・助言／規模拡大などの動向を踏まえた支払い／無保険者の発生防止／ナシ対策など関連政策全体の検証 等

* (第1項) 農業者は、農業資材の調達を行い、又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努めるものとする。(第2項) 農業者の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、前項の取組を促進する観点から、支援を行うよう努めるものとする。(第3項) 農業者の組織する団体であって農業生産関連事業を行うものは、前条第1項の取組を行うに当たっては、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めるものとする。

2. 攻めの農林水産業の展開

（1）KPIの主な進捗状況

《KPI》今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される（2013年度末：48.7%）

⇒2016年度末：54.0%

《KPI》今後10年間（2023年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する（2011年産：16,001円/60kg）

⇒2015年産の担い手のコメの生産コスト

・個別経営* 11,397円/60kg（29%減）

・組織法人経営** 11,996円/60kg（25%減）

* 認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稻作付面積15ha以上層）

**米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稻作付面積約26ha）

《KPI》今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする（2010年：12,511法人）

⇒2016年：20,800法人

《KPI》6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする

⇒2015年度：5.5兆円

《KPI》2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する（2012年：4,497億円）

⇒2016年：7,502億円

（2）新たに講ずべき具体的施策

地域に密着した産業である農林水産業の生産性を高め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得向上を図る。

このため、「日本再興戦略」、「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）等に基づき、これまでの改革の取組を着実に実行するとともに、農林水産業を取り巻く環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を更に加速させていく。その際、

外部からの人材・知見の取り込み、バリューチェーン全体での付加価値の向上、データに基づく産業への転換等に向けた取組の強化を図る。

これらを具体化するため、以下の施策に取り組む。

i) 生産現場の強化

①農地中間管理機構の機能強化等

- ・農地中間管理機構（機構）の機能強化のため、中山間地域や果樹産地での利用の促進、農地利用最適化推進委員との連携の強化、機構事業に係る事務の効率化等を進めるとともに、そのフォローアップを行う。
- ・土地改良事業については、農地の大区画化や汎用化・畑地化等の実施を強化する。また、土地改良法等の改正によるほ場整備事業と機構との連携円滑化を受け、担い手が使いやすい農地の整備と集積・集約化を併せて推進する。

②米政策改革

- ・米政策の改革を着実に進めることにより、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備する。
- ・米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分は、2018年産から廃止する。
- ・これらの改革を進める中で、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営判断を促すような政策について検討する。
- ・主食用米及び飼料用米の生産性向上については、担い手への農地集積・集約化、生産資材価格の引下げ、省力栽培技術の導入等の取組を効果的に進めるとともに、コスト削減・単収向上の状況を検証し、PDCA サイクルを通じ KPI を確実に達成する。

③経営体の育成・確保のための環境整備

- ・農協・農業委員会等改革について適切にフォローアップを行う。
- ・地域の経済界とも連携し、経営の法人化、円滑な経営継承、経営管理能力の向上、他産業との人材マッチング等を推進する。
- ・営農しながら本格的に経営を学ぶ場である農業経営塾を本年度に20 県程度で開講するとともに、外国人材受入れの在り方に関する検討状況に留意しつつ、外国人材の活用による人材力の強化策について検討を進める。
- ・株式会社日本政策金融公庫等の事業性評価融資の点検・改善を行うことにより担保・保証人に依存しない融資を推進する。

- ・農業ビジネスについて、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。
- ・経営管理を適切に行っている農業者のためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を創設する。
- ・生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を目指し、生産資材業界の再編を進めるとともに、生産資材に関する各種法制度及びその運用等について、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。
- ・農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用による担い手の多様な経営発展に資するため、農業ハウス等の農地法における取扱いについて検討を行う。併せて、農地の有効活用及び農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電の促進策を検討する。
- ・所有者不明の優良農地の利活用の促進策を検討する。
- ・日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、中山間地域において、その特色をいかした所得向上の自発的な取組を促進する。
- ・都市農業振興のため都市農地の貸借の促進に係る制度を創設する。

④外部からの人材・知見の取り込み

- ・6次産業化・農商工連携の推進のため、商工会・商工会議所等の経済団体を活用し、人材育成、新商品の企画・開発、販路開拓等を含めた農林漁業者と中小企業者等のニーズやシーズをマッチングさせる取組を全国的に推進する。
- ・経済界との共同により最先端のモデル農業の開発・普及を進める。
- ・他分野の専門家や農林漁業者が参加し、産学官の連携を図る、『知』の集積と活用の中を活用し、実践的技術の創出を進める。
- ・最先端技術の橋渡し人材の育成・支援、研究機関のネットワーク化等により、先進技術の現場への実装の円滑化・迅速化を図る。

ii) バリューチェーン全体での付加価値の向上

①多様なデータに基づく農業への転換

- ・異なる農業 ICT システムの連携、共有すべきデータの標準化、公的機関等が保有する農業、地図、気象等の情報のオープン化や提供等により、様々なデータを共有・活用できる「農業データ連携基盤」を本年中に立ち上げる。
- ・「農業データ連携基盤」を活用したデータに基づく農業の現場への実装を推進するため、民間企業等と連携して、活用事例の拡大と

新たなサービスの創出を促進するとともに、幅広い主体の参画を進め、流通や消費までバリューチェーン全体に取組を広げることを目指す。

- ・人工知能、IoT、ビッグデータ、ロボット技術等の活用を、果樹、施設園芸、畜産・酪農等の多様な分野において、バリューチェーン全体に渡って進めるため、研究開発と現場での実証を推進する。
- ・データに基づく農林水産業のノウハウが流出しないよう、知的財産保護の方策を検討する。

②バリューチェーンの高度化

- ・流通・加工の構造改革を進めるため、中間流通の抜本的な合理化を含めた事業・業界の再編や、農産物の規格の見直し、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革等を推進する。
- ・農産品物流の効率化のため、パレット化、共同輸送、モーダルシフト等を進める。
- ・卸売市場法について、経済社会情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、合理的理由のなくなっている規制を廃止する。
- ・食品ロスの削減について、事業者及び消費者、地方公共団体と連携した国民運動を進める。特に、小売・消費レベルでの食品ロス削減を進めるため、食品小売業、外食産業が異業種（IoT、気象等）と連携した需要予測や物流効率化の取組を推進する。

③6次産業化の推進

- ・インバウンド向け商品の開発、輸出対応施設の整備等、6次産業化に関する多様化する現場ニーズに円滑に応えることができるよう、関係施策の集約・再編を進めるなど6次産業化の支援策を総合的に推進する。
- ・農林漁業成長産業化ファンドについて、本年5月に措置された農業法人等に対する直接出資の仕組みを活用しつつ、株式会社日本政策金融公庫と連携を図りながら、ファンド活用を推進する。

④規格・認証、知的財産の戦略的推進

- ・日本産のアピール力を強化するため、日本農林規格（JAS）を戦略的に制定・活用するとともに、その国際規格化を進める。
- ・地理的表示（GI）の登録を進めるとともに、諸外国とのGI相互保護手続を活用し、我が国の高品質な農林水産品の海外でのブランド価値を保護する。また、ブランド化に向けた地域の取組を推進

する。

- ・国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、生産現場における国際水準のGAP（農業生産工程管理）の実施及び認証取得の拡大、有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）に基づく衛生管理の制度化及び森林認証材の普及を推進するとともに、日本発のGAP認証、HACCPをベースとした食品安全管理規格認証及び水産エコラベル認証の仕組みに関し、普及及び国際承認に向けた民間団体の取組や、国際標準の議論に参画できる人材育成体制整備を促進する。
- ・優良な植物品種の開発と海外における品種登録を促進し、日本産農産物の国際競争力を強化する。

⑤食品表示の充実

- ・消費者の選択に資するよう、全ての加工食品を対象に、製品に占める重量割合上位1位の原材料について、原料原産地表示の導入を進める。

⑥ジビエの利活用の促進等

- ・鳥獣被害防止のため有害鳥獣の捕獲を強化するとともに、捕獲鳥獣の有効活用を通じた地域の所得向上を図るため、ジビエの需要開拓を図りつつ、人材育成、流通ルールの導入等安全・安心なジビエの供給体制を整備する。これと併せて、鳥獣の捕獲から搬送・処理加工までつながるモデル地区を来年度に全国で12地区程度整備する。

iii) 輸出の促進

- ・「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出促進の取組を着実に実行する。
- ・日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）を核として、綿密な需要把握、日本食文化と一体となったブランディング・プロモーション、継続的な商流確立に向けた販売支援等を行う。また、インバウンド観光施策と一体で、お土産等の市場開拓を推進する。

iv) 林業の成長産業化と森林の適切な管理

- ・林業所得の向上のための林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討し、年内に取りまとめる。この検討は、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた森林環境税（仮称）の検討と併せて行う。
- ・施業集約化に資するため、林地台帳の整備とともに、地理空間情報（G空間情報）とクラウド等のICTやリモートセンシング技術を活用した資源状況や境界の把握等を進める。
- ・ICTを活用し、素材生産業者、加工業者、需要者等が需給情報を共有するなど、木材のジャストインタイムでの供給に向けた取組を進める。
- ・木材需要の拡大のため、CLT（直交集成板）等について、量産化によるコスト削減や中高層建築物等への利用の推進とともに、「地域内エコシステム」としての木質バイオマスの熱利用等を進める。また、セルロースナノファイバーやリグニン等について、国際標準化や製品化等に向けた研究開発を進める。

v) 水産業の成長産業化と資源管理の充実

- ・漁業所得の向上のための数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を行う。
- ・資源評価の精度向上のため、ICTを活用し、資源、漁獲、気象等に関する大量の情報を一元的に蓄積し、分析・提供する仕組みを設ける。
- ・海上の高速通信インフラの整備状況も踏まえ、漁船への高速通信の効率的な普及に向けた検討を行う。
- ・ICTの開発・普及を推進し、経験と勘のみに頼らない漁業を実現する。
- ・水産物取引や物流の在り方の総合的な検討やICTの活用により、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する。

の集中が進む東京23区においては大学の定員増は認めないことを原則としそのための具体的な制度等について検討し、年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。さらに、地方における若者雇用創出のため、地方創生インターンシップの推進や、奨学金返還支援制度の全国展開を進めるほか、企業の地方拠点強化策の加速化の検討、中央省庁のサテライトオフィスの実証、試行を行う。

地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくりや、地域経済全体を牽引する事業等を後押しするとともに、プロフェッショナル人材を活用する。また、地域の遊休資産の有効活用を進めることとし、空き店舗については、地方創生推進交付金を含む関係府省による重点支援措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除措置等に関する仕組みを検討し、年内に結論を得る。地方におけるソーシャルベンチャーの振興や、効果的な活用を促す。まちづくりについては、連携中枢都市圏等の形成を進め、日本版BID⁵³を含むエリアマネジメントの推進方策を検討する。

意欲と熱意をもって取り組む地方公共団体に対して、情報面・人材面・財政面から支援する。情報面では地域経済分析システムの活用促進、人材面では「地方創生カレッジ」の充実、財政面では地方創生推進交付金や地方創生応援税制等の活用を行う。

（2）攻めの農林水産業の展開

攻めの農林水産業を展開し、成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく⁵⁴。

生産資材価格の引下げ、流通・加工の構造改革、生乳改革、収入保険制度の創設、GAP⁵⁵・HACCP⁵⁶の戦略的推進と食の安全確保、6次産業化の推進、農業協同組合・農業委員会改革の実施、多様な担い手の育成・確保⁵⁷、中山間地域を含めた産地の収益力強化等により競争力強化を更に加速させていく。農地中間管理機構の実績のフォローアップを行いつつ、ほ場整備事業と機構との連携円滑化により、農地の整備と集積・集約化を併せて推進するとともに、土地改良事業により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、維持・保全等を強化する。都市農業については、生産緑地の貸借に係る制度を創設し、相続税の納税猶予制度の適用について検討する⁵⁸。米政策改革の着実な推進等により、農業経営体が自らの経営判断で作物を選択できる環境を整備する。

森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それ

⁵³ Business Improvement District の略。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の資産所有者・事業者が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

⁵⁴ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）及び「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づく。

⁵⁵ Good Agricultural Practice：農業生産工程管理

⁵⁶ Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析・重要管理点）：食品の衛生管理の手法

⁵⁷ 「緑の雇用」施策等を参考にした育成・確保を図る。また、農林水産高校の実践的な教育の実施を含む。

⁵⁸ 「都市農業振興基本計画」（平成28年5月13日閣議決定）に基づく。

ができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討する。この検討は、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた森林環境税（仮称）の検討と併せて行う。CLT⁵⁹等の新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、人材の育成確保等を推進する。

数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を行う。

（３）中堅・中小企業・小規模事業者支援

地域経済の主役である中堅・中小・小規模事業者が経営強化を図り、引き続き、地域経済を牽引していくため、必要な取組を行う。

生産性の抜本的向上のため、ＩＴやロボット等の導入、技術開発の促進、海外展開を含む販路開拓の促進等を進めつつ、地域の中核企業が牽引する地域活性化を集中的に支援する。また、信用保証制度の見直しによる金融機関と信用保証協会の適切なリスク分担、経営支援体制の充実等により、中小企業・小規模事業者への経営支援を強化する。

さらに、多様な人材掘り起し等による人手不足や働き方改革への対応、集中実施期間を設けた上での事業承継施策の推進や統合・再編の枠組みの検討及び副業・兼業の推進を含む創業支援を進める。

加えて、下請等中小企業の取引条件の改善を図るため、主要業界が作成した自主的な行動計画の着実な実行の促進等を行う。

（４）地域の活性化

① 地域活性化に向けた取組

経済環境の変動にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等に向け、地域へのヒト・情報の流れの創出や、産学官の連携による地域密着型企業の立ち上げ及びエネルギーの地産地消等の地域経済循環を創造する事業に取り組む。また、地域の活性化や消費拡大に向けてマイナンバーカードの活用による地域経済応援ポイントの導入等を促進する。

過疎地域や、離島・奄美など、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携⁶⁰にも留意しつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持を含む定住環境の整備や、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。

地域おこし協力隊の拡充のほか、進学・就職などのライフステージに応じた多様な移住・交流の推進を図る。

広域的な高速交通ネットワーク⁶¹の早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大

⁵⁹ Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）：直交集成板

⁶⁰ 世界遺産登録を見据えたものを含む。

⁶¹ 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。なお、リニア中央新幹線については、財政投融资の活用により、全線開業の最大8年間前倒しを図ることとなったが、建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。

7 施行に向けたスケジュール

		H29.8	H30.8	H31.8
法律	【公布】 平成29年 5月19日	【施行】 平成29年 8月1日(予定)		
政令 省令 実施指針	パブリックコメント 〔6月中下旬頃 から1ヶ月間〕	【施行】		
法に基づく 調査・検討		内外における農業資材の供給、 農産物流通等の実態の調査 (法の施行からおおむね1年以内) 附則第2条1項	施策の検討 (法の施行からおおむ ね2年以内) 附則第2条2項	

1-1. 卸売市場法の抜本的な見直しを含めた流通全体の構造改革

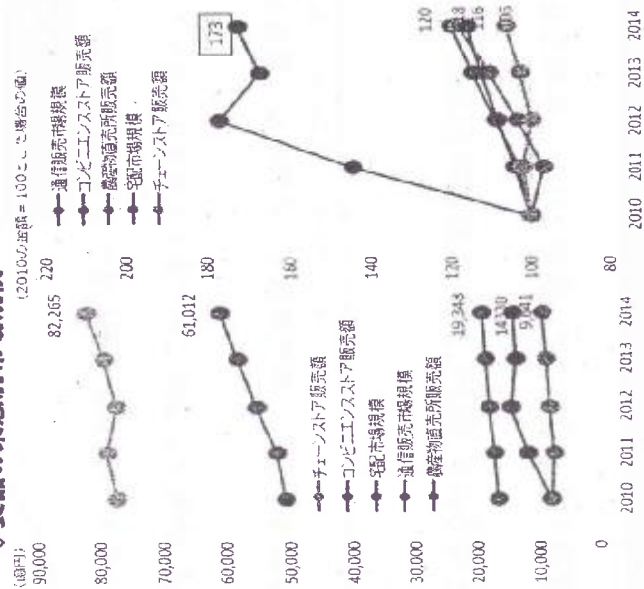
- 食品流通においては、インターネット通販、産地直売等の増加等により、流通の多様化が進展。
- 食品流通については、基本的に規制はなく、卸売市場にのみ様々な規制が課されている状況。
- この結果、卸売市場のシェアは低下しつつあることから、今後、消費者のニーズに応じつつ、生産者の所得向上に繋がるよう、卸売市場法の抜本見直しや、生産者と流通業者・製造業者との連携による付加価値向上など流通全体の構造改革を推進。

中央卸売市場の主な規制の現状

- 売買取引の方法（せり売、入札又は相対）
- 第三者販売（仲卸業者、売買参加者以外への販売）の原則禁止
- 商物の一致（当該市場内以外での生鮮食料品等の卸売の禁止）
- 受託拒否の禁止
- 代金決済の確保

流通の多様化が進んでいる中、特に通信販売の伸びが顕著

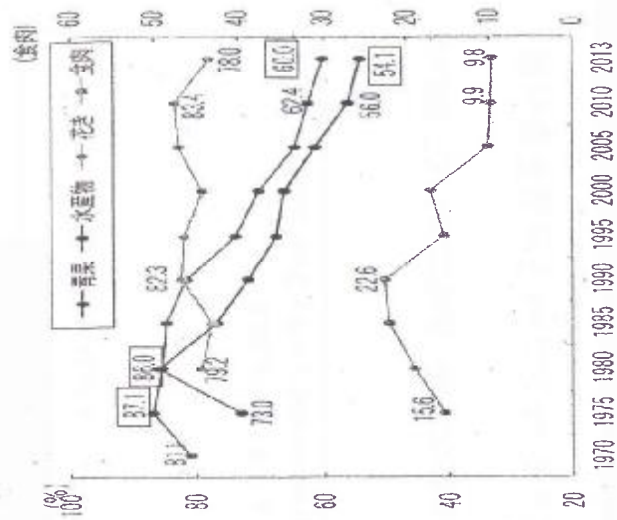
◇ 食品の業態別市場規模



資料：全野経研研究所「食品宅配市場の現状と動向」、日本チェーンストア協会「チェーンストア販売統計」、日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストア統計」、日本通信販売協会「通信販売企業実態調査報告書」、農林水産省「6次産業化総合調査」※2014は推計値

卸売市場のシェアは、青果、水産でピーク時に比べて2/3程度に低下

◇ 卸売市場のシェアの推移（重量ベース、推計）



資料：農林水産省「食料統計年報」、「青果物卸売市場調査報告書」等により推計
注：卸売市場シェア率は、国内で流通した加工品を含む卸売及び輸入の青果、水産物等のうち、卸売市場（水産物については水産物卸売市場を除く）を抽出したものの数量割合（花きについては全量割合）の推計値。

農業資材の調達に必要な情報の入手の円滑化

- 農業者等が肥料や農薬等の農業資材を調達するに当たって、価格、サービス等を比較できるウェブサイト为民間企業が構築します。
- また、農業資材を購入する際の参考情報となるよう、国が、肥料や農薬等の農業資材の主要な銘柄・規格について、国内外の販売価格を定期的に調査・公表します。

農業資材価格比較ウェブサイト

※ ソフトバンク・テクノロジー(株)が、平成28年度補正予算を活用して実施。

- ウェブサイト上に農業者が購入したい資材に関する条件を入力し、販売業者が一定期間内に商品を提案する仕組みを構築。
- 農業者、販売業者それぞれにとって、
 - ① 価格を重視する場合
 - ② オーダーメイド品や関連サービス(修理、技術指導、納期)など価格以外の要素も重視する場合
- 双方に対応可能。
- 平成28年度にウェブサイトの基本形を構築。平成29年度も引き続き構築を進め、試験運用実施後、6月末からの本格稼働を目指す。

⑤ 商品発送、代金請求

平成29年6月末時点での機能範囲



農業資材価格の定点調査・公表

国が、農業資材の価格情報(割引や配送条件等を含む)について、国内外の状況を定期的に調査、公表。

【国内調査のイメージ】

- 調査対象店
 - 担い手農業者に対して、日頃利用している販売店(JA、商系販売店、ホームセンター)を聞き取り、これらの店舗に調査協力を依頼
- 調査対象資材
 - 肥料、農薬、配合飼料、農業機械、段ボール、農業用温室
- 調査価格
 - 店頭販売価格、農家購入価格、メーカー希望小売価格
- 公表方法
 - 銘柄・規格毎に、平均価格、最高・最安価格を公表。(個別の調査店名は非公表)

Ⅱ 通商交渉をめぐる情勢

— 日EU・EPA、7月上旬に大枠合意する方向で調整 —

1. TPPをめぐる動向

- TPPをめぐっては、米国抜きの発効に積極的なオーストラリア、NZ、慎重な姿勢のマレーシア、ベトナムのほか、中国など新たな国を加えた協定を模索するチリなど、各国が様々な考えを示しており、今後の方向性やプロセスについて、各国間の立場には隔たりがある状況にある。
- 米国に関しては、オバマ前大統領の政治的遺産ともいわれたTPPに戻ることは、トランプ政権においては想定できないというのがワシントンの関係者の一致した見方とされている。
- 5月20日～21日にかけて、ベトナム・ハノイにおいてAPEC閣僚会合が開催されるのに併せ、米国を除くTPP交渉参加11カ国は、TPP11閣僚会合を開催した。日本政府からは、石原TPP担当大臣が出席した。
- TPP11閣僚会合は、先行発効に道筋をつけられないまま終了した。なお、閉幕にあたり閣僚宣言を採択しており、TPPの意義を再確認し早期発効を追求するとした他、米国の参加を促進する方策を含めた今後の選択肢を検討し、11月のAPEC首脳会合までに結論を出すとしている。
- 併せて開催されたAPEC貿易大臣会合では、近年恒例となっていた共同宣言のとりまとめが見送られた。これは、参加していたライトハイザー米国通商代表の強い反発があったためと見られている。なお、「保護主義に対抗する」とする議長宣言が発表されている。
- 26日～27日には、イタリアにおいてG7サミット（首脳会談）が開催され、安倍首相が参加した。共同宣言では、「保護主義と闘う」との文言を盛り込む一方、米国の意向に沿った形で「ダンピング、差別的な非関税障壁等の貿易歪曲的な慣行の撤廃を推進する」との文言が盛り込まれた。
- 30日、日本政府はTPPに関する主要閣僚会合を開き、安倍首相は7月の主席交渉会合に関し「スピード感を持って議論を前進させられるかどうか、議長国のわが国の役割が決定的に重要だ」との認識を示し、石原TPP担当大臣をはじめ関係閣僚に「11カ国の議論を主導してほしい」と指示した。

2. 日EU・EPAをめぐる動向

- 5月16日～19日にかけて、日EU・EPAについて首席交渉官会合が開催された。残された課題を確認する論点整理が行われたほか、酪農産品など農産物関税に関する今後の交渉のすすめ方について意見交換された模様

である。

- 24日、岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）は、電話会談を行い、世界的な保護主義的な動きの中、日EUが率先して自由貿易の重要性を具体化する必要性が認識され、今後は残された課題に集中し、日EU・EPAの可能な限り早期の大枠合意を目指すことで一致した。
- 26日、安倍首相とトウスクEU大統領は、G7サミットの開催にあわせて、日EU首脳会談を開催し、日EU・EPA交渉について、①大枠合意が手の届くところまで来ている、②双方が政治的指導力を発揮する段階に来ている等の認識が共有された。
- 31日、「7月上旬に日EU・EPAを大枠合意する方向で両政府が調整している」ことを複数の政府関係者が明らかにした。7月7、8日にドイツで開かれるG20に合わせて日欧の首脳が会談し、大枠合意に向けた道筋を描くとされている。
- 6月6日、自民党は総務会で、「日EU等経済協定対策本部」の設置を決めた。本部長は西川公也農林・食料戦略調査会長が就任し、政府が描く合意日程を視野に党として対応方針をとりまとめる。人事他、主な留意点は以下の通り。

【日EU等経済協定対策本部に関する人事他、主な留意点】

本部長：西川公也氏

幹事長：森山裕氏

事務総長：吉川貴盛氏

- ・分野別の5つのグループ(外交・総務財金・厚労・農水・経産)を設置。
- ・農林水産分野は小泉進次郎農林部会長が主査を務める。
- ・党則79条に基づく安倍首相（自民党総裁）直轄機関。

農政をめぐる情勢

平成29年6月14日

240部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉